

岐阜県教職員組合 実習教員部

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和2年7月29日 15時30分～

会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 岐阜県教職員組合 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 団体交渉の終了（16：30）

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合 実習教員部（令和2年7月29日）

	要 望 事 項	回 答				
1 実習教員の賃金とその制度について、以下の事項についてお答え下さい。						
	<p>2016年岐阜県教育委員会は「実習助手等の取扱い」について以下の様に定められました。</p> <p>別表第六（第五条関係）二 教育職給料表（二）級別標準職務表</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2級</td> <td>高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は<u>高度の知識経験を必要とする業務を行う実習助手の職務</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は <u>高度の知識経験を必要とする業務を行う実習助手の職務</u>	
職務の級	標準的な職務					
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は <u>高度の知識経験を必要とする業務を行う実習助手の職務</u>					
1)	<p>ここにおける「高度の知識経験を必要とする業務を行う実習助手」とは県が補職名としている「実習教諭」と考えてよろしいですか。</p>	<p>給与条例の級別標準職務表に規定する「高度の知識経験を必要とする業務を行う実習助手」は、給与条例上の実習助手のうち、実習教諭かつ実習教諭としての一定年数経験者を想定しています。</p> <p>実習教諭の昇格基準については、平成26年度より変更後の基準で運用を始めたところであり、引き続き他県の状況等を参考に検討してまいります。</p>				
2)	<p>この規則が有効に活用されるよう、実習教諭昇格と同時に2級昇級が実現するようにして下さい。</p>					
3)	<p>「実習免許」取得のための、単位取得の認定講習を計画的に開催してください。</p>	<p>現在、本県の免許法認定講習は、他校種免許取得の推進及び特別支援学校教諭免許取得推進のための講習を開催しているため、当分の間、実習教諭免許取得のための講座を開講することは困難です。</p> <p>また、平成28度を実施した県内の受講希望調査を今後も定期的実施するほか、他県における講習開催状況や関係大学の実施体制の把握等に努め、開講の必要性を検討してまいります。</p> <p>なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため諸状況が流動的となったことから、規模や形態について可能な限りでの開講となり、今後の開講計画もその影響を受けることが想定されますが、本件の検討を継続しますので申し添えます。</p>				
4)	<p>実習教諭の再任用については、退職時の職で任用するシステムを継続して下さい。</p>	<p>現在、実習助手および実習教諭として定年退職された方の再任用職員につきましては、退職時の職で任用しています。今後も継続していきたいと考えております。</p>				
2 実習教員が職場で十分な教育活動ができるよう以下の条件整備をお願いします。						
1)	<p>教育現場における教諭、実習教諭、実習助手それぞれの職務を明確化して下さい。</p>	<p>実習助手及び実習教諭の職務については学校教育法あるいは県の管理規則に定められているとおりであり、教諭の職務「児童（生徒）の教育をつかさどる」とは異なっています。しかしながら、実習助手あるいは実習教諭と教諭が、その他の教職員も含め相互に連携・協力しあい学校の教育活動を支えていく重要な担い手であることには変わりはありません。今後も、学校の様々な教育活動が円滑に実施できるよう御協力いただきたいと思います。</p>				

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合 実習教員部（令和2年7月29日）

	要 望 事 項	回 答
2)	実習教員が長年の経験の中で蓄積させてきた専門的技術や技能を伝承するために、複数の正規の実習教員が教育現場に配置されるように計画し実行して下さい。	ここ数年採用数を増加し、H26年度からR2年度で比較をすると、非正規職員の比率が10%も減少しております。今後も県全体の状況を踏まえながら取り組んでいきます。
3)	新規の実習教員が配置された学校において必要とされる資格・技術を取得・研修できるように、金銭的補助や出張の保証をして下さい。	必要な資格取得等のための研修を「出張」扱いにすること等については、その必要性を鑑みながらの個別の判断となります。
4)	実習教員の人事異動は、実習教員の専門性を重視して行って下さい。	人事異動につきましては、他の職と同様、県民の学校教育に対する期待に応える特色ある学校づくりが推進されるよう、適材を適所に効果的に配置し、もって全県的な教育水準の維持向上を図ることができるよう行っています。